時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ府縣ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行廿四字詰	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢八厘

時事新報

左の一篇は渡邊治氏が過般關西地方漫遊中大坂れ客舍に起草して本社に送りたる者なり

大坂の商業と進むるは舊物破壞の手段に在り

王政維新の前に在りては大坂は日本第一商賣の中心ありしと爭ふ可らず關以西の咽喉を扼して四通八達の勢ひなれば中國九州到る處の商人ハ皆大坂を中心にして其業を營まざるなく或は市中の商人が舊諸藩大名れ財政經濟に關係して隱然理財の權を握りたる事の如きは姑らく論せず更に北陸北海の商賣に至るまでも當時れ江戸は實際之れを支配せずして大坂の商人をして權を事にせしめたるの有樣なれば凡そ三十年以前までは日本國の商權一に大坂に聚まり居たる者と稱して不可なかりしに開國維新と與に共に西洋れ文明我國に渡來して社會凡百の事物と舉げ其舊態を變更せしめたるより大坂の商權漸くにして他の地方に移り之に加ふるに其商人も數百年來の游惰因循に侵蝕せられ果敢進取の氣象を失ひたれば唯倍々退縮して守るより外方案を看出す能はずして遂に今日に至りては大に土地の不繁昌を來し獨り殘餘の商勢を支持するに苦むのみならず如何にせば今後零落の傾きを恢復し得可きやと恰も其途方に暮れて茫然自失の狀態なきに非ず氣の毒なりと言はざる可らず

然れども一方より論ずれば大坂の商權實に地に墜ちたりと云ふと雖も其商人ハ祖先傳來の財產饒かにして殊に今日まで幾百年間經驗上に積み來りたる商賣の技倆も少からず各商取引の手段順序整正して簡易能く盡を の趣は既に現時に在りても東京商人などの及ぶ所あらざるは明白の事實にして若し雙方輪廓を較するの場合もあらば東京人ハ遙か大坂人の背後に瞠若たるの恐れなきる可にや我輩如何とも之を保證する能はざるなり又其の地勢より論ずる時は前にも申す通り水陸の便兩つながら完うして之み據て四方と制すれば商賣の方域殆んど日本國の半と占むるに足る可く土地殊に平坦にして市街縱橫これを延べせば幾百萬の人口と容るゝとも容易ならん大坂れ商人は斯る形勝れ土地を領して祖先傳來の資產信用更に其勢を助くるあるにも拘はらず今は殆んど無氣力の極に達し少しも天與人惠の利を利する能はざる其理由と倩々推測するに歸する所は文明日新百事快活の世の中に時勢を知らず文字と解せず優長泰然自得して以て處世の要を得たりと爲す者豈に其主因に非ざるなきを得んや日本現今の商賣取引は西洋諸國に較べて甚だ緩慢の譏あるハ疑ふ可きに非ざれども實に開國後三十年の今と昔と相騈べて人事活動の有樣を考へ然らば如何許り相違のあるとか蓋し喩ふるに物なかる可し電信鐵道汽船の便を利し以て商機の運轉を盛んにするとせざるとの一事にても新舊商人の間に著しき成敗優劣のなるは自然れ勢なれば今の大坂が次第に商權を失ふの原因も全く文明の時勢に投ぜて事を計らざるの罪なりと云ふの外ある可らず我輩窃に案するに大坂の商賣今日の如くに衰退ふさるは即ち恰も往日其隆盛を極めたる時に反動を表したる次第にして新舊事物交代の際に在りては舊式に依て事を爲す者頓に新式に會して容易に之に遷る能はざるより遂に時勢に後るゝは珍しき話ならず大坂の商人もこれに均しく日本風舊商賣の盛んなりし以前には非常の熟練經驗もありしなれども西洋風の新式に法て百事改進を旨とするの今日には多年の積習深く其腦裏に染みたる者一朝に除くと能はずして文明場裏に奔馳の力なく、今に殆んど零落に歸せんとするは他なし時勢不案內の致す所なりと云ふ可きのみ

大坂の商人等が今日尙は舊習を株守して容易に文明の風に遷らざるの趣を知らんとあらば其川口の商賣を見るに若かずと云へり即ち大坂は水陸の便兩つながら備はる中にも特に鐵道は神戶西京南北に相通じ陸運の利此上もあれが故ゐ旅客れ往來一として鐵道に依らざるなきの有樣なれども貨物の出入に至りては槪ね皆水路にして川口に聚まらざるもの甚だ稀れなり而して其水の運搬に至りても恰も陸に汽車ある如く汽船往來の便を利して商賣を營むの次第なるやと尋ぬるに大坂川口の內木津川に入る者は悉く純然たる日本船にて大坂市中に出入する貨物の大半は皆此川筋に依らざるなく獨り汽船の入るものは安治川口ありと雖も貨物の割合甚だ少ければ木津川口の繁昌とれ比較して論ず可らず偖此兩川口を經て大坂市中に出入する貨物れ量は幾何なりや暫らく精細の調べを缺くと雖も總數中十分の七は和船に積んで木津川に入る者にて其汽船を利し安治川に入るの貨物は僅に殘餘の三分と見て左まで事實に違ひなからんとの事なり即ち之と商賣れ新舊兩式に依て區別するに和船積みの商賣は申さば其商人は今に尙は結髮の素町人にて帳面は依然たる舊樣の大福帳なり取引懸合ひの手段の如きも茶屋貸席に安閑數日の流連を累ねて後ち始て事の要談に涉るが如く一切の事物式樣悉く舊ならざるなきに引替へ汽船積みの取引商人は自から任ずる重うして決して素町人の卑きに居らず商店にも西式の記簿法を用ひて日常の取引には電信鐵道の利器を利し務て其事を文明改進の風に摸するは我輩の偏に贊成する所なれども其數至て少ければ其勢力も甚だ弱く隨て依然たる商賣の大勢は彼の舊式多數の商人に支配せられて文明の商風未だ大坂の市場を靡かす能はざるは識者の所憾なりと云へり再言すれば七分多數の舊式商人が今の商賣の風を一變せざる其限りは大坂の商業は唯衰微の一方あるのみにて早く文明れ時勢に後れざるを期せんとならば今に及んで一大覺悟ある可き事なり

（未完）

官報

○海軍省令第四號　海軍一般

海軍下士以下善行章條例中第五條第六條第七條第十五條第十六條ヲ改正スル左ノ如シ

明治廿一年二月十七日　海軍大臣伯爵西鄕從道

第五條　此條例ニ於テ刑ト稱スルハ禁錮十一日以上ノ刑ヲ謂ヒ罰ト稱スルハ十日以下ノ禁錮罰金過料拘留及諸懲罰ヲ謂フ

第六條　善行章ヲ授與スル左ノ如シ

第一　三箇年以上勤仕シ其終ノ一箇年半續テ一等行狀ノ者ニハ一線ヲ授與ス

第二　一線ヲ有スル者其授與セシ日ヨリ三箇年以上勤仕シ其終ノ二箇年間續テ之ヲ有スルトキハ更ニ一線ヲ增加ス

第三　二線ヲ有スル者其授與セシ日ヨリ三箇年以上勤仕シ其終ノ二箇年間續テ之ヲ有スルトキハ更ニ一線ヲ增加ス

第四　三線ヲ有スル者其授與セシ日ヨリ三箇年以上勤仕シ其終ノ二箇年間續テ之ヲ有スルトキハ更ニ一線ヲ增加ス

第五　四線ヲ有スル者其授與セシ日ヨリ三箇年以上勤仕シ其終ノ二箇年間續テ之ヲ有スルトキハ更ニ一線ヲ增加ス

第七條　此條例中ノ勤仕ハ海陸上ノ別ナク均ク算ス但二等若水兵二等若火夫若木工若鍛冶タル時ノ勤仕ハ算セズ

第十五條　艦船營長ハ每年六月十二月ニ於テ部下下士卒ノ行狀勤怠ヲ調査シ行狀等級ヲ昇降スベシ

第十六條　行狀等級ヲ昇降スルハ前條ニ揭グル如ク六月十二月ニ於テスルヲ通例トスト雖モ該長ノ意見ヲ以テ臨時之ヲ行フコトアリ

○司法省告示第二號

京都始審裁判所管內木津登記所管轄北村兎並村里村及ビ笠置登記所管轄笠置村四箇村ノ入會地ニ係ル登記ハ木津登記所ニ於テ之ヲ取扱フ

明治廿一年二月十七日　司法大臣伯爵山田顯義

○遞信省告示第十七號

讚岐國高松郵便局ニ電信爲替ヲ開キ來ル三月一日ヨリ其事務ヲ取扱ハシム

明治廿一年二月十七日　遞信大臣子爵榎本武揚

○警察令第一號

新聞紙條例改正ニ付其發賣轉賣營業人屆出心得左ノ通之ヲ定ム但之ニ關スル從前ノ令達ハ都テ廢止ス

新聞紙雜誌雜報發賣轉賣人屆出心得

一　新聞紙雜誌雜報ノ發賣及轉賣ノ營業ヲ爲サントスル者ハ族籍住所氏名其新聞紙ノ種類ヲ記シ開業三日以前ニ所轄警察署ヘ屆出ヘシ

一　族籍住所氏名ヲ轉換シ又ハ新聞紙ノ種類ヲ增減シ若クハ廢業シタル時ハ三日以內ニ所轄警察署ヘ屆出ヘシ

一　從前ノ發賣所發賣人ニシテ猶繼續營業セントスル者ハ十日以內ニ所轄警察署ヘ屆出ヘシ

一　本令ニ違背シタル者ハ一日以上三日以下ノ拘留ニ處シ又ハ二十錢以上一圓二十五錢以下ノ科料ニ處ス

明治廿一年二月十七日　警視總監子爵三嶋通庸

○東京府令第六號

明治二十一年度區部共有金臨時收入追加豫算常置委員會ノ決議ヲ經テ左ノ通定ム

明治廿一年二月十七日　東京府知事男爵高崎五六

明治二十一年度區部共有金臨時收入追加豫算

一金三百六十六圓八十六錢七厘　共有地雜入

○警視廳告示第二號

一般人民ニシテ當廳消防組ノ服ヲ着用スヘカラサルハ勿論右ニ類似ノ服裝ハ相成儀ト心得ヘシ

明治廿一年二月十七日　警視總監子爵三嶋通庸

○警視廳告示第三號

傳染馬病左ノ通リ通知アリ馬匹飼養者ハ此際豫防方注意スヘシ

群馬縣下邑樂郡上三林村	一頭	鼻疽病
埼玉縣下橫見郡小新井村	一頭	同
神奈川縣下北多摩郡布田小嶋分	一頭	同
栃木縣下々都賀郡鍋山村	一頭	同
同縣下同郡友沼村	二頭	同

明治廿一年二月十七日　警視總監子爵三嶋通庸

○敍任　明治二十一年二月十五日

宮中顧問官兼有栖川宮別當北白川宮別當從三位勳二等子爵　山尾庸三

兼任臨時建築局總裁

○兵庫縣天然痘の流行　兵庫縣に於ては目下香港にて天然痘流行し蔓延の勢ひなるに付同地方より神戶港に來
る外國船は掛官吏
問せしめ若し患者
たる者の上陸と停
照會協議すべき旨
るに際しては必ず
べき旨日本郵船會
する手續五項を制
傳播の模樣なるに
本年種痘期に當る
種痘と施行せり(下

○道幅取擴　去月
區淺草聖天町通は
所道幅を十間に取

雜

○郡役所受付けの
は人民より差出す
改良せたるよしあ
二時までを土曜日は
ば最早一切取り合
落より出頭するも
三里のもれは一旦
遠隔なる所の者は
る杯隨分馬鹿らし
筋の趣意にも背き
中何時たりとも受理
其便利を喜び居れ

○學校紛紜の流行
のを集めたる一社會
地方となく東京と
は不都合なり等學校
しからぬとなれど
つるもの續々として
稀れなり彼嶋根岡山
學校の如きを始めと
欄內に於ける福嶋師
て穩かならざる舉動
異ならず教育上甚だ
は大分心配せるよし

○航海線路圖　海軍
製圖中なる同線路圖
といへり

○海路諸標便覽表
て海路諸標便覽表を
中燈標、浮標、立標の
頗る閲覽に便なり定

○耶蘇正教演說　は
會に開き其の演題は
ニコライ(信望愛の一

○東京佛教講談會
町の大谷教校に開會
心要講義)伊藤大忍(
)日野照界(開遮法宣
の教育)の諸氏なり

○生徒の總員　芝區
生徒は二千八百三十
千八百九十八、總計
十六人、私立は四十二

○汽船の改良　目下
インマン汽船會社の

第三冊本月十五日發行　目錄九十一件　論說二十件　批評二件　史傳一件　文藝五十一件　纂記十五件
一冊十錢　郵稅三錢　切手代用
學藝之雜針盤
代金不足雜誌差出
切手二錢にて見本

正札附西洋傘
未曾有ノ安賣

本校數學專修科定期大
九日迄ニ申込ムベシ
二月